



平成28年(2016年)3月4日

様

札幌市都市計画審議会

会長 高野 伸榮



札幌市都市計画審議会の審議内容について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

先日ご要望いただきました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答については、個人あてにのみ行っていることを申し添えます。

他の6名には 回答書を送ってはいない。

記

都市計画道路の車線の数、平成10年の都市計画法施行令の改正により、都市計画で定める事項に追加されましたが、施行令改正以前から道路の都市計画決定をする際には、計画している車線の数をもとに構成した幅員を都市計画に定めており、環状通は昭和40年に現在の計画幅員で都市計画決定されております。

6.5～43m:

<https://main-omega.ssl-lolipop.jp/sapp/info/PlanHistory/Hist S40/S40AA Ext.pdf>

要望に記載のごさいました平成24年7月の都市計画審議会では、平成10年の都市計画法施行令の改正を受け、あらかじめ計画されている車線の数、改めて都市計画に定める車線の数として位置づけることについて、環状通を含めた都市計画道路182路線を一括して審議し、同意したものであります。

したがって、本都市計画審議会では、当該都市計画決定について適正な審議、手続きに基づいてなされたものと認識しており、改めて本審議会において審議することは考えておりません。

札幌市都市計画審議会事務局

担当：村瀬、伊東

TEL 011-211-2506 FAX 011-218-5113

コメント: by ミヤ

都市計画法

第六条（都市計画に関する基礎調査）

都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

第十三条（都市計画基準）

十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。

★ 現状4車線維持しても 将来交通量予測は「最大「交通容量」以内である。
「6車線化」の理由はない。

市情報:H29/2017/6/23